



新型コロナウイルス感染症対策における要求書

日頃より本県教育の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症対策として、全国一斉の臨時休業が行われていましたが、教育活動の再開が3月24日に通知され、本県においては4月6日から学校が再開しています。

学校再開ガイドライン及び臨時休業の実施に関するガイドラインが示されていますが、一方では新型コロナウイルス感染症は現在も収束していないことから、学校を集団感染源の場としないためには県としての支援は欠かせません。

つきましては、子ども、教職員の安心・安全の確保、保護者・市民の不安を解消するための補正予算の策定とすべての子どもの学びの保障のために、下記について要求するとともに、早期に協議の場を設定することを求めます。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策のために必要な補正予算措置

- ① 臨時休業の対応等、子ども一人ひとりにより一層のきめ細やかな対応をはかるため、大幅な加配措置を講じること。
- ② 子ども一人ひとりの学びを保障するための学習支援員を増員すること。
- ③ 心のケアを行うためのSC及びSSWを増員すること。
- ④ 校舎・教室等の衛生環境を維持するための外部人員等を配置すること。
- ⑤ 保健管理等に必要な衛生器材を配備すること。
- ⑥ 保護者の私費負担を軽減（修学旅行の損害費用、給食費無償化等）すること。

2. 今後の学校運営について当面必要な措置

- ① 学校現場が教育活動に集中できるように文科省及び県独自の事業や不要不急の研修を中止するとともに、諸調査・研修の一層の削減・軽減を図ること
- ② 教育課程の柔軟な運用について周知するとともに、単なる時数合わせとしての土曜授業や長期休業の短縮等を行わないように指導・助言すること。
- ③ 部活動の大会等については、中止・延期等の見直しをはかるよう関係団体に働きかけること。

- ④ 教職員の勤務時間は、新型コロナウイルス感染症対応があつたとしても上限指針を遵守するよう指導・助言すること。また、児童・生徒に係る臨時的な特別な事情の対象とはしないよう指導・助言すること。
- ⑤ 20年度の教職員定数確定については、子どもの転入出時期が確定しないことが想定されることから5月1日の基準日における教職員定数、教科書事務などについて柔軟に対応すること。
- ⑥ 健康診断については、感染拡大防止の観点から、十分な配慮のもと実施するように指導・助言すること。また、集団フッ素洗口については、感染拡大の危険性が収まるまで実施を中止するよう求めること。
- ⑦ 臨時休業・学校再開にともなう必要経費（家庭訪問旅費、電話代等）を措置すること。

3. 教職員の服務・勤務について

- ① 職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。特に高年齢職員、基礎疾患がある職員、免疫抑制状態にある職員、妊娠している職員については特段の配慮を行うとともに、代替職員について、速やかに確保・配置ができるよう体制を整えること。
- ② 感染した場合、公務災害の対象となりうることを周知すること。
- ③ 感染した職員が、不利益な取扱いや差別等を受けることのないよう管理職へ指導、徹底を図ること。

以上